

平成 年 月 日

主治医 様

保護者様

熊本県立第一高等学校

熊本県立第一高等学校

年 組 号 氏名

学校感染症による出席停止扱いについて

学校保健安全法施行規則により、出席停止扱いを受けたいので、証明を
よろしく願います。

学校保健安全法第19条により、生徒が感染症にかかった場合、学校での蔓延・流行を防ぐため出席停止の措置をとることができます。下記の学校感染症と診断された場合は、主治医の指示に従い、御家庭でゆっくり休養させてください。

なお、出席停止の措置をとる場合は、医師による罹患証明が必要です。病院で発行される診断書が原則になります。しかし、病院等のご好意により、学校の発行する罹患証明に記載していただける場合は、別紙への記入をお願いしてください。(但し、学校発行の罹患証明でも基本的には有料ですので、ご了承ください)

それらの証明書については、生徒が回復し登校する際、学級担任へ提出してください。

記

【学校において予防すべき感染症の種類】

H24. 6改訂

	疾病名	出席停止の期間
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群及び鳥インフルエンザ(H5N1)	治癒するまで
第2種	インフルエンザ(新型インフルエンザを含む)	発症後5日を経過し、かつ解熱後2日経過するまで
	百日咳	特有の咳が消える、または、5日間の抗菌性物質製剤による治療終了まで
	麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は、舌下腺の腫脹が発現した後5日経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹(三日はしか)	発疹が消失するまで
	水痘(水ぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
第3種	結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	
	腸管出血性大腸菌感染症 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 その他の感染症	

* 新型インフルエンザの出席停止期間については平成22年11月1日現在のもので、今後の状況によって変更する場合があります。

* 平成24年4月から「学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令」の施行により出席停止の期間が一部変更になりました。また、髄膜炎菌性髄膜炎が第2種感染症に追加になりました。

罹患証明書

1 診断名

2 出席停止を要する(要した)期間

平成 年 月 日 曜 から

平成 年 月 日 曜 まで

3 その他の指示事項

上記のとおり証明します。

平成 年 月 日

医療機関名

医師名

印